



九運宮第298号の4  
平成29年6月5日

一般社団法人 宮崎県トラック協会 御中

国土交通省 九州運輸局  
宮崎運輸支局長



### 適性診断の確実な受診について

平素は、貨物自動車運送事業の発展に努力されるとともに、運輸行政各般にわたりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、運送事業者の皆様におかれましては、事業用自動車の安全運行のため、自社で選任した運転者に対し、適切な指導教育に努められているところと存じます。

その中でも、新たに雇い入れた初任運転者、65歳以上の高齢運転者及び、死亡又は重傷事故を引き起こした運転者に対しては、それぞれ初任診断、高齢診断及び特定診断（以下、単に「適性診断」という。）の受診が法令で義務づけられているところです。

一般診断を含めた適性診断を受診することで、個々の運転者の特性を把握し、きめ細やかな指導に活かすことができますので、事故の未然防止のために大変有用なツールとなっています。

一方、当支局による監査において、依然として高い頻度で適性診断の未受診が散見される場所であり、その確認がなされた場合は、行政処分等の対象となる場所であります。

つきましては、傘下会員事業者に対し、選任運転者の適性診断の対象者の把握及び受診状況の確認と、受診漏れがないように受診を促す等、今一度、法令遵守の周知徹底をお願い申し上げます。

なお、宮崎県下においては、下記の二機関が適性診断実施機関として、国土交通大臣の認定を受けておりますので、受診についてのお問い合わせがあった際には、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

【この文書に関するお問い合わせ先】

九州運輸局宮崎運輸支局

輸送・監査部門 山元

TEL 0985-51-3952

(ガイダンス2)

記

1. 名称 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 宮崎支所  
住所 宮崎市恒久 1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館 2階  
お問い合わせ先 0985-53-5385  
診断内容 旅客 (初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ)、  
貨物 (初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ)
2. 名称 株式会社 みゆき学園 (警友自動車学校)  
住所 宮崎県都城市都北町 7333  
お問い合わせ先 0986-38-1001  
診断内容 旅客 (初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)、  
貨物 (初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)

以上

貨物自動車運送事業輸送安全規則 (平成2年7月30日運輸省令第22号) (抜粋)  
(従業員に対する指導監督)

第10条第2項 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第12条の2及び第12条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 死者又は負傷者 (自動車損害賠償保障法施行令 (昭和30年政令第286号) 第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。) が生じた事故を引き起こした者
- 二 運転者として新たに雇い入れた者
- 三 高齢者 (65歳以上の者をいう。)

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準等について (平成25年9月30日九運公第34号) (抜粋)

・運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

2 適性診断の受診状況

- ①受診なし1名 警告 (初違反) 10日車 (再違反)
- ②受診なし2名以上 10日車 (初違反) 20日車 (再違反)